

国会——国内事情があつて明記しなかつたがといふことですが、やはり今後には混乱を起こす可能性が憂慮されるわけですね。明記してあればもう問題はすらすらいくと思つたのですが、国内事情も考慮して明記しなかつたといふことも一つの理屈にはなりませぬけれども、今後問題を残すのじやなからうかと、そういう憂慮が持たれるわけですが、その点についてはいかがお考えですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 仮調印した内容そのものが協定になりますならば、今後憂慮すべき事態は全然ないわけでございます。すなわち李ラインの範囲というものは、いままでの範囲というものは向こう側から見ますならば、専管水域沿岸から十二海里、この水域だけは李ラインと同じような韓国の権限内にあるわけでございます。しかし、その外は全部公海として共同水域で、共同規制水域におきましては兩國平等で魚をとる、公平にとる、でその十二海里から外のものはいわゆる公海でございますから、ここにおける取り締まり権あるいは裁判管轄権はおのの国、日本の漁船に対しては日本、韓国の漁船に対しては韓国、日本の漁船等につきましては韓国が管轄するようにはなつていない。こういう取りきめでございますから、この仮調印しましたものがそのまま協定になりますならば、後日紛争を起こすようなことはございせん。それになお協定の仮調印の中に協定の前文に、つまり日本の憲法なら日本の憲法の前文のように、公海自由の原則というものは、これは厳に守らなくちゃならぬ、こういうことによつて國際条約が国内法に優先する、こういう趣旨を協定にうたうことに相なつております。でございますから、あらゆる方面から實質的には李ラインといふものはなくなるというところでございますので、この仮調印したものをそのまま協定に持ち込まれるならば、李ラインといふものに対しては後日紛争を起すことというようにはないと思つております。

○委員長(柴田栄君) 質疑の途中でございまして、ただいま委員の異動がございましたので御報告いたします。八木一郎君が委員を辞任され、その補欠として佐藤芳男君が選任されました。

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、拿捕漁船の損害賠償請求権を放棄されておられるわけですが、これは日本側にとつてきつめて遺憾なことだと思つたのですが、その点はいかなる理由で放棄されたのか。これは非常に大事な問題だと思つたのですが、その点を説明していただきたい。

○国務大臣(赤城宗徳君) この請求権は大平・金メモ等で三億、二億、有償、無償の請求権にたえる一億以上の民間供与、こういうような取りきめの経緯もありますので、請求権問題としまして、実は私どもの交渉から全般的な交渉のほうに移したわけでございます。でありますので、私自身この問題は折衝にはあつたわけですが、私自身この関係からの折衝をいたすわけでございますが、その折衝におきまして、こういう話に一度はなつたようにございます。韓国に船籍のある韓国籍の船、これは韓国が独立する前、終戦のときでございしますが、終戦のときに韓国籍のあつた船が終戦と同時に非常に減つた、その韓国籍の船が減つた、その船は、当然韓国のものだった、減つた分は日本に請求して、日本からその金をよこせといひますか、出せといふような話があつたと聞いております。そこで、その金と掌捕された船、あるいは人等に対する損害、約七十二億円といふふうに計算されておりましたが、それと相殺する、こういうような話が今度の交渉で一度あつたようにございまして、ところが、韓国籍の船の請求権といふのは、大平・金メモの三億、二億、一億ドル以上といふときに、もうすでに向こうも放棄した、あるいはその中に含まれていふといひますか、そういうような課題になつていふといふようなことがつきりしてきていふといひますか、だんだん判明してきたような状況下におきまして、それでは、この相殺といふことも相なりませぬので、掌捕の請求権を放棄といふことばが当

たつていふかどうか知りませんが、請求しないことにするといふふうな話し合いを外務当局の交渉でいたしたといふふうな聞き及んでおります。しかし、私のほうとしては、それでは困るといふようなことから、これは實際言へば向こうに請求して、それを漁民に賠償するといふことが私どものほうには筋だといふことを、私どものほうとしては主張をしたのでございまして、追つて検討のうないきさつになりまして、追つて検討の上、これは日本の国内の措置として、その賠償は被害者に対してはなくてはならぬのじやないか、これはそれぞれ筋の了解を、私のほうからは国内的には了解を得ておりますが、額等につきましては、なお調査の必要がございまして、そういういふことばで、この点はまことに私としては遺憾と存じておりますけれども、そういういふいきさつだと承知をいたしております。

○伊藤道君 この掌捕漁船の損害額が七十二億といふと、相当な額なわけですが、これは国内の補償といふことになると、一体どうなるのか、この点をひとつ明確にさせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) これはせざるを得ない、こういう了解を得ておりますが、閣内においても得ておりますが、額等につきましては、なお調査を必要とする、そういう調査の結果、額等も確定することになりますならば、予算に計上することに相ならうと思ひます。そういうところまで進んでおりましたが、賠償しなくちゃならぬ、こういうことにつきましては、閣内におきまして、それぞれ了解は得ておる、こういう事情にございまして。

○伊藤道君 それでは、時間の関係もございまして、最後に一点だけお伺いしておきたいと思ひますが、漁業協力のための民間信用供与ですね。この九千万ドルといふものですが、その進め方についてお伺いしたいと思ひますが、たとえは、政府はいかなる形の援助をするのか、あるいは保証を与えるのか、こういうような問題です。

○国務大臣(赤城宗徳君) 九千万ドルの漁業供与でございますが、これは先ほど触れました三億、二億の、有償、無償の請求権にたえるほかに、一億ドル以上の民間供与といふ大平・金メモがあつたのでございまして、一億ドル以上といふものを、今度は指名外務大臣のもとで、三億ドル以上と、こういうふうに変更したわけでございまして、これは純然たる民間ベースで、この中の九千万ドルと、こういうことに相なるのでございまして、向こうからのお話によりますといふと、民間ベースでございますが、どういふものについての協力をしてほしいのかといふことであります。それにつきまして、漁船の輸出、日本から漁船を輸入して漁網とか、あるいは漁具等を買いたい、あるいは古くなった船等につきましてのエンジンなどの整備を新たにしたい、あるいは沿岸における冷凍装置、貯蔵倉庫といひますか、貯蔵所等をつくりたい、これらの金をほしいと、こういうことでございますが、いま申し上げました民間ベースでございますので、政府が三億、二億、ほんとうは三億、二億の中でやるべきだと、こう言つたのでございまして、向こうではそれはほかに使いたいといふようなことでありますので、民間ベースといふことでございまして、政府といたしまして、どういふ援助方法をするかといふことは考えられないわけでございます。政府としては援助方法はないわけでございます。民間としてそういういふま申し上げましたようなことに対して協力をする、それに対して延べ払いをする、その場に輪銀の資金を使う、こういうことでございまして、でございますから、政府としては民間の資金等を使つて、政府といふ程度でございまして、政府自身が援助をするとかいふ筋合いの金ではないわけでございます。

○伊藤頼道君 そうしますと、要検討というの
間違いで、賛成と解釈していいわけですね。

○政府委員(松島五郎君) そのとおりでござい
ます。

○伊藤頼道君 次に伺いたいと思いますが、補助金
等の合理化についての臨調の改革意見が出されて
おるわけですね。これに対して自治省としてはどう
いう結論を出されておられますか。

○政府委員(松島五郎君) 臨調では、補助金の整
理統合、一般財源への振りかえというような御意
見も出ておりました、その面におきましては、私
ども臨調の御意見に賛成でございます。ただ、臨
調の中で、すべて国から地方団体に支出されま
すものをいわゆる補助金として一括して取扱って
おりますけれども、私どもの考えております国から
出ております支出金の中には、国の義務として当
然支出すべきものと、国が奨励的な立場から支出
するものとの二つの種類が大きく言っております。
はなはだ、国が当然支出すべきもの、国が支出す
る義務を負うもの、こういうものについては、や
はり負担金という概念を持ち、国が奨励的な立場
から支出するものは補助金という概念で整理を
し、その上に立つて補助金がいかにあるべきかと
いうことを論ずるほうがより適切な制度ができる
のではなからうか、かような考え方で、その部分
については、しいて言えば反対ということになら
うかと思っております。

○伊藤頼道君 次に伺いたいのは、「公務員に
関する改革意見」が出されておりますが、この中
で「特別職と一般職の区分の再検討」という項が
あるわけですね。この面に対する、臨調の改革意見に
対する自治省の御意見を承りたい。

○政府委員(佐久間重君) 原則的には臨調の御意
見に賛成でございます。ただ、ここに私どもが出
しましたのは、現在地方公務員法上公務員として
包括をいたしておりますものの範囲につきまして
は、さらに明確にするように検討する必要があります
、ということを申し添えたわけでございます。

○伊藤頼道君 次に伺いたいと思いますが、高級公
務員の立候補の制限について、こういう臨調の改
革意見が出されておりますが、これに対して自治
省としては、どういふふうにお考えでございま
すか。

○国務大臣(吉武恵市君) この件につきま
しては、いろいろと議論のあるところでござい
まして、慎重に検討をいたしておるところでござ
いまして、憲法問題その他等の議論もございま
すので、立法技術上いまのところ困難ではな
からうか、かように感じているわけございま
す。

○伊藤頼道君 そうしますと、結論的には検討を
要するといふふうにお考えでございませぬか。

○国務大臣(吉武恵市君) さようございま
す。参議院の参事院に、人事院のこれに對す
る意見を調べてみましたところ、この臨調の意
見に對する人事院としての考え方は、「選挙の公正
という観点から、むしろ選挙制度の問題として考
慮すべき事項をむしろ」ということですが、各
省庁の高級公務員は、その地位を利用して、た
とえば参議院選挙の全国区に立候補すればき
わめて有利であることは明白で、そこで、人事
院が、選挙の公正という観点から云々と意見
を出しておられるわけですね。何らかの制限
をしなければ選挙の公正を期したいという
ことだけでは、明瞭だと思つておられるので
ないか、どうかという点について、御所見を
承つておきたいと思つておられます。

○国務大臣(吉武恵市君) この点は選挙制度審議
会等でも議論になったところでございませぬ
か、先ほど申しましたように、立候補の制限
になりますので、憲法上疑義があるという
ことで、慎重な検討を要するといふことを
申し上げておられるわけですね。しかし、こ
れに關係いたしまして、つまり一般の公務員
が選挙運動等に從事するといふこと、それ
を制限するといふことで、一応処置をして
おられるわけでございます。しかし、それ
だけで高級公務員が立候補する問題が解
消されるというわけでは、ございませんけ
れども、そういう点を考慮して、先般改正
をして制限をしておられる、こういう

○伊藤頼道君 臨調の改革意見は、「現職の公務
員が、近い将来国会議員の選挙に立候補する
意図から、行政権力を乱用して、事前運動
を行なうことは、単に公職選挙の公明を阻害
するだけであらう」と、公正な行政の執行
を確保する上からも、見過ごすことので
きない問題である」との意見に對して自治
省は、どういふふうにお考えか、伺いた
す。

○国務大臣(吉武恵市君) 先ほど申し上げ
ましたように、高級公務員の立候補を制限
するといふ問題につきましては、憲法上等の
議論もございまして、ちょっとこれは取り
上げがたいといふところがございます。し
かし、その公務員が地位を利用してやると
いふことは、これは好ましいことじゃござ
いませぬので、先般この制限を行なつて
おられる、こういうことでございます。し
たが、いま、高級公務員でありましょ
うと、その地位を利用してやるといふこと
につきましては、これはもう取り締まりを
しなければならぬと、かように存じて
おられます。

○伊藤頼道君 いろいろ方策はあろうかと思
いますけれども、何と云つても、選挙運動
に相当の影響を持ち得る——高級公務員
であらうと、やほり何と云つても、同じ
ことをやっても、高級公務員のほうに影
響力が大きいと思つておられるので、た
とえば離職後一定期間、なお具体的に言
えば、た

と云は離職直後の選挙終了までは立候補
できないとか、そうすれば、離職して一年
間は、その選挙の終了するまでは立候補
できないといふことになると、参議院の
場合、三年後ですから、だいたい影響が
なくなる。これが一つの方法であらうし、
あるいはまた、立候補にあつては人事院
の承認を得るとか、こういう点で具体的
には考えられるわけですね。最も効果的
なのは、離職直後の選挙には立候補でき
ないといふことになれば、これは相当効果
があるのではないかと思つておられるので
、自治省としては、どういふふうにお考え
でございませぬか。

○国務大臣(吉武恵市君) そういう議論は選挙制
度審議会等におきましても議論にはな
つておりましたので、先ほど申し
ましたように、やはり立候補するといふ基本
的な問題を法律で制限するといふことにな
ります。これはいろいろ問題があ
らうかと思つておられるので、目下
のところは困難であるといふことにな
つておられるわけでございます。

○伊藤頼道君 まあ現実の問題として、た
とえば防衛庁とかあるいは郵政省にこれに
該当する例が現実にあるわけですね。し
かし、いまの規制では、そこま
でいってないわけですから、これが不適
法とかなんとかいふことには、た
とえば、要はその地位を利用して云々の
問題ですが、これはなかなか判定はむず
かしいと思つておられる。いわゆるその
地位にあつて離職前に地方を回ると、こ
れは考えようになると、その地位を利用
して、選挙運動といふことにもなるわけ
で、非常に微妙な問題がそこに介在して
おられるので、判定が非常にむずかしい
問題となるわけですね。しかしながら、
いま私が申し上げたように、離職直後の
選挙には立候補できない、た
とえば、そういう方法ならば、これは問題
ない、こういう方向で自治省として、今
後、こ

と云は離職直後の選挙終了までは立候補
できないとか、そうすれば、離職して一年
間は、その選挙の終了するまでは立候補
できないといふことになると、参議院の
場合、三年後ですから、だいたい影響が
なくなる。これが一つの方法であらうし、
あるいはまた、立候補にあつては人事院
の承認を得るとか、こういう点で具体的
には考えられるわけですね。最も効果的
なのは、離職直後の選挙には立候補でき
ないといふことになれば、これは相当効果
があるのではないかと思つておられるので
、自治省としては、どういふふうにお考え
でございませぬか。

○国務大臣(吉武恵市君) そういう議論は選挙制
度審議会等におきましても議論にはな
つておりましたので、先ほど申し
ましたように、やはり立候補するといふ基本
的な問題を法律で制限するといふことにな
ります。これはいろいろ問題があ
らうかと思つておられるので、目下
のところは困難であるといふことにな
つておられるわけでございます。

○伊藤頼道君 まあ現実の問題として、た
とえば防衛庁とかあるいは郵政省にこれに
該当する例が現実にあるわけですね。し
かし、いまの規制では、そこま
でいってないわけですから、これが不適
法とかなんとかいふことには、た
とえば、要はその地位を利用して云々の
問題ですが、これはなかなか判定はむず
かしいと思つておられる。いわゆるその
地位にあつて離職前に地方を回ると、こ
れは考えようになると、その地位を利用
して、選挙運動といふことにもなるわけ
で、非常に微妙な問題がそこに介在して
おられるので、判定が非常にむずかしい
問題となるわけですね。しかしながら、
いま私が申し上げたように、離職直後の
選挙には立候補できない、た
とえば、そういう方法ならば、これは問題
ない、こういう方向で自治省として、今
後、こ

と云は離職直後の選挙終了までは立候補
できないとか、そうすれば、離職して一年
間は、その選挙の終了するまでは立候補
できないといふことになると、参議院の
場合、三年後ですから、だいたい影響が
なくなる。これが一つの方法であらうし、
あるいはまた、立候補にあつては人事院
の承認を得るとか、こういう点で具体的
には考えられるわけですね。最も効果的
なのは、離職直後の選挙には立候補でき
ないといふことになれば、これは相当効果
があるのではないかと思つておられるので
、自治省としては、どういふふうにお考え
でございませぬか。

○国務大臣(吉武恵市君) そういう議論は選挙制
度審議会等におきましても議論にはな
つておりましたので、先ほど申し
ましたように、やはり立候補するといふ基本
的な問題を法律で制限するといふことにな
ります。これはいろいろ問題があ
らうかと思つておられるので、目下
のところは困難であるといふことにな
つておられるわけでございます。

○伊藤頼道君 まあ現実の問題として、た
とえば防衛庁とかあるいは郵政省にこれに
該当する例が現実にあるわけですね。し
かし、いまの規制では、そこま
でいってないわけですから、これが不適
法とかなんとかいふことには、た
とえば、要はその地位を利用して云々の
問題ですが、これはなかなか判定はむず
かしいと思つておられる。いわゆるその
地位にあつて離職前に地方を回ると、こ
れは考えようになると、その地位を利用
して、選挙運動といふことにもなるわけ
で、非常に微妙な問題がそこに介在して
おられるので、判定が非常にむずかしい
問題となるわけですね。しかしながら、
いま私が申し上げたように、離職直後の
選挙には立候補できない、た
とえば、そういう方法ならば、これは問題
ない、こういう方向で自治省として、今
後、こ

しても検討を要するという問題の一つになっておるわけですから、ここでこの点を追及する意図は毛頭ないわけですが、ただ、そういう前向きな姿勢でひとつ今後十分この問題を、もちろん自治省だけの問題ではありませんけれども、非常に関係の深い省でありますので、こういう点についての大臣のお考えをこの際お聞きしておきたいと思っております。

○国務大臣(吉武恵市君) お話しのように、そういう点も議論になっておるところでございます。目下のところは憲法上の問題等もございまして、はなはだ困難であろうかと思っておりますが、なおこれは検討を要する問題と、かように存じております。

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、労使関係と労働基本権の問題について臨調は改革意見を出しておるわけですが、これに対する自治省のお考えはいかがですか。

○政府委員(佐久間運君) この問題につきましては、非常に根本的な現在の労使関係全般に影響する問題でございますので、公務員制度全般の問題としていたしまして慎重に検討を要するという考え方でございます。

○伊藤道君 そうしますと、要約すれば、さらに今後検討を要するというお考えですか。

○政府委員(佐久間運君) さようでございます。○伊藤道君 この政府と公務員との間の問題ですが、これはやはり相互理解と信頼、その上に立たなければなかなか公務員の能率向上は期しがたい、これはもうはっきりしたことだと思っておりますが、そのためにはどうしたらいいかという問題になろうかと思つて、やはり労使は相互理解の上に立つてお互いに信頼し合う、こういう前提に立つて初めて公務員の能率を向上し得る、これは一つの動かし得ない原則だと思つておるわけですが、どういふふうにお考えですか。

○国務大臣(吉武恵市君) 私はお話しのように、相互信頼と理解の上に立つていくべきものと、か

ように存じております。

○伊藤道君 そういふ前提に立つと、たとえば勤務条件の改善とか人事管理の基準、こういう大なる慣行を制度化するというのも非常に意味があることだと思つておるわけですが、そういう考え方にと、原則として労働基本権を認めるべきではないか、こういうことにならうかと思つておるわけですか。

○国務大臣(吉武恵市君) それは労働基本権という問題とも関係があるかもしれませんが、そういう問題と別に、やはり相互信頼の関係というものは、これは必要なことであり、また進めるべきである、かように存じております。

○伊藤道君 これは労働基本権に関係あるかもしれないが、たいして関係ないような御意味の御答弁でございましたけれども、やはり相互信頼、そして信頼し合うというふうな、常時に話し合いの場を持たないで、そこまでなかなか進んでいかないと思つておるわけですね。お互いにお互いの意思を十分通じさせるためには、やはり常時にそういう労使はお互いに話し合いの機会を持つ、こういう点はいかがですか、話し合いの場を常時持つという事は。

○国務大臣(吉武恵市君) けっこうなことだと思つておるわけですが、それは権利であるとか、義務であるとかいふ問題ではなくて、實際上そうやっていくことが好ましいことである、かように存じておるわけですね。私も自治省の方と、会いたいと言えども、私どもは自治省の方と、会いたいと別に法律にどういふものがあるか、会いたくないけれども、話し合つておるようなわけでございます。

○伊藤道君 常時にお互いの意見を交換し合う、これはたいへん大事なことで、そこまでお認めになつたわけですから、今度はその常時に話し合いをする慣行を制度化することになるわけですね。これは労働基本権の問題にならうかと思つておるわけですが、そこで、ここでまた大臣にそういう前提に立つと、これをせんと詰めると、結局労働基本

権を認めるということになるわけですね。しかし、心配な事はないでいい。ここで大臣にひとつ認めなさいと、そんならそういうふうな答弁してほしいという事は、ここでは言いません。やはり大きい問題ですから、十分今後検討を要することと思つておるわけですが、そういう方向で努力すべきではないか、かといふことを伺つておるわけですか。

○国務大臣(吉武恵市君) 法律的に申しますと、労働基本権として権利があるかないかということになってきます。またそうなるかと非常にむづかしいのであります。たとえば私が自治省に公的にいたしても、いわゆる地方公共団体の公務員と自治大臣とは何らの雇用上の関係もございませぬし、ですからそれを権利で基本権を認めて会えとか会わぬとかいふことになりましますという事、それはそういうわけにはいかぬということになるわけであります。しかし、実際に会いたいのとおっしゃれば、公うことは、これは事実上の問題として差しつかえないわけであります。ですから私はその法律上、いや義務があるとか権利があるとかいふ問題ではなく、先ほどおっしゃいましたように、相互信頼の関係を立つことはけっこうなことであり、お互いに努力すべきだ、こういうふうにお考えおるわけであります。

○伊藤道君 それでは時間の関係もございまして、最後に一点だけお伺いしておきますが、公務員の給与に関連して、これはもう言うまでもないことですが、現在の制度に対して人事院としてはどのようにお考えになっておるか、もちろん地方公務員については国家公務員との公平の原則に立つて、まず公務員の給与についての人事院勧告がなされ、それを国会で議決された場合に、政府がこれを法案化して国会で可決された場合に公務員公平の原則は適用されるわけですか。

○国務大臣(吉武恵市君) いまの御質問、はつきり受け取りにくいのでございますが、地方公務員の給与につきましては、私ども人事院の勧告を尊重して国家公務員に準じていきたいと、かような

考え方を臨んでおるわけでございます。

○伊藤道君 私がお伺いしているのは、こういう意味でお伺いしたわけですが、先ほどもお伺いしたように、まず国家公務員の賃金は、人事院の勧告が内閣及び国会に出され、政府はこれを実施する場合は、法案化して当内閣委員会が審議される。そしていい悪いは別として、これが国家公務員の給与がきまつた場合に、地方公務員については公平の原則でこれに準じてやると、こういう形式は、もう現行はこういう規定になっておるわけですね。いい悪いは別として、そこで私が特にお伺いしたいのは、現在の制度をどういふふうにお考えになるか、かといふ意味は、いま大臣もおっしゃいましたけれども、人事院の勧告はいい悪いは別として、まあ労働者、公務員側から言つていふん不満は多いわけですが、一応実施の時期などについて五月実施すべきものと勧告しておるわけですが、それで政府はどうするの、かといふと、勧告は尊重しなすといふことは、口を開けば必ず勧告は尊重しなすといふて、長い間これを十月に延ばしておる。少しも勧告を尊重してないわけですね。昨年は諸般の情勢から一月だけ早めて九月に実施したと、こういう現実があるわけですね。そこで尊重すると言つておるわけですが、それは、それとやらなければ尊重したことにはならないわけですね。臨時行政調査会の改革の意見に対する自治省のお考えを伺つても、基本的には臨時行政調査会の行政改革に対する意見についてはこれは尊重するといふことを言つておるわけですね。

にもかかわらず、いろいろお伺いしてきたように、まあ反対の意味を含めてよく検討とか賛成といふのは至つて少ないので、ほとんど反対が多いわけですね。これは自治省だけの問題ではなく、各省庁はすべてそういう方向に行つておるわけですね。これと人事院の勧告に対する政府の考え方、これも尊重するといふことは言つておるわけですね。しかし、実際には人事院の勧告そのとおり実施の時期が守られたことではない、一度もないわけですね。それでは基本的な態度はどうかとい

うと尊重する。さてこれを具体化して、具体的な問題になると、少しも履行されていない。臨時行政調査会の答申に対する意見も同じことです。給与に対する政府の考え方も同じこと。そういうことになると、政府の尊重するということが、その価値は那邊にあるのか、われわれは了解に苦しむわけです。われわれが尊重すると言っているのは、もうそのとおり、文字どおり、尊重するということからは、その本旨において尊重すると言った以上、これを具体化する場合もこれを尊重されなければならぬわけですね。こういう点で政府の尊重するというそのことばには非常に解しがたいものがあるという意味でお伺いしておるわけです。これはまあ自治省だけがそうやっておるということでは毛頭なくして、現在は各面でも言るところの尊重という意味はそういうあいまいなことでおる。原則においては尊重しますと発言するけれども、具体化になると少しもこれが尊重されていない。こういう現実をどう見られているかという意味でお伺いしているわけですね。重ねてお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(吉武恵市君) お話しのように、私どももできるだけ文字どおり尊重をしていくべきであると思ひますが、今日地方団体の財政は非常に苦しい状況でございます。しかも、人件費の占める割合は、全体から見ましても三兆六千億の地方財政の規模のうちで給与費だけで一兆三千億をこえるというふうな状況でございますから、ペースアップだけでも四十年度は前年度に比べて財政規模の四千八百億の増のうち、千八百億がつまり給与の増に使われるという状況であります。したがって、なかなかむずかしい中をできるだけ尊重しようということ、昨年は一月月早めたわけでございます。財政がだんだんと豊かになりますけれども、そのような時期が来るかと思ひますけれども、そういう関係でございますので、やむを得なかつたということをお伺いいただきたく存じます。

よくわかるわけですね。そこで、いま私は自治省のその態度を責めているという意味で伺っているわけではないのでございます。やはり繰り返して申し上げるように、国家公務員の賃金がきまらぬと地方公務員の給与もきまらぬわけですね。国家公務員の賃金がきまれば公務員公平の原則で、ほとんど横すべりでございまして、そのもとになる国家公務員の実施の時期がずらされておるわけですね。にもかかわらず、それならば地方公務員だけせめて勧告どおりやらないかということをお伺いしているわけですね。やはり公平の原則はどこまでも公平の原則であつて、いわゆる人事院は国家公務員について勧告しているわけですね。でも、国家公務員の給与がきまらぬままに地方公務員の給与がきまらぬ、こういう現実があるわけですから、そこであつてお伺いしているのは、そういう前向きな姿勢でいわゆる閣僚の一員として今後そういう方向で努力してほしい。そういうことであつて大臣のお考えをお伺いしたわけですね。

○国務大臣(吉武恵市君) その意味では、私はできるだけ尊重していきたくてという感じを持っております。

○委員長(柴田栄君) ただいま委員の異動がございましたので御報告いたします。源田実君が委員を辞任され、その補欠として平島敏夫君が選任されました。

○委員長(柴田栄君) ほかに御質疑はございませんか。――ほかに御発言もなければ、木案の質疑は結局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もなければ、討論を終局したものと認め、これより採決に入ります。

自治省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。木案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柴田栄君) 全会一致と認めます。よつ

て木案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(柴田栄君) 次に、行政管理委員会設置法案を議題といたします。

木案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入り

ます。政府側からは、増原行政管理庁長官、井原行政管理局長、山口行政監察局長が出席いたしております。御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○伊藤道君 本法案に関連して、三、お伺いいたしますが、まず、順序としてお伺いしたいのは、この行政管理委員会設置の問題と臨時行政調査会の行政改革に関する意見との関連についてその面からまずお伺いしたいと思います。

御承知のように、臨時行政調査会の意見においては、行政監察に民間の意見を導入し、その機能を強化する。そうしてあわせて行政制度及び行政運営の改善に関する重要な事項を検討させる、こういうためにこの行政管理委員会を設置する必要がある、そういう提案理由の説明の趣旨であるわけですね。そこで、このことについてまずお伺いいたしますが、臨時行政調査会は、行管に監理委員会を置くようにとは一言半句も言っていないわけですね。総務府本府と行管とを統合して、新たに総務庁を設ける。そしてこの総務庁に行政管理委員会を置くように、こういう趣旨で勧告しておられると思う。したがって、臨調の改革意見にこの点では反しているのではないかとこの趣旨が必ず出てくると思う。一行も半行も行管にこの監理委員会を設けなさいとは言っていないわけだから、この点どうにも了解に苦しむわけですが、この点をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(増原恵吉君) 臨時行政調査会の答申

は、御承知のように、そのきわめて重要な部分として内閣の行政についての統制機能を強化しようという点で内閣府を置く。その中に広範な職務権限を持つ総務庁を置くように答申をしておることは御指摘のとおりでございます。その総務庁というのは、機能的に言いますと、現在の行政管理庁の職責を包含するものでございまして、この内閣府及び総務庁の構想実現はきわめて重要な項目でありまして、なお、政府部内において相当の検討をまだ要するわけでございます。早急にこの実現はいまのところ実行困難であります。その場合はいわゆるこの行政監察委員会を設けて、これは総務庁に置く行政管理委員会でございますが、そののねらうところは、行政機構及び運営の改善に民間の意見を導入し、これを背景として推進をしていくという趣旨のものでありまして、そういう趣旨のものは内閣府及び総務庁ができない場合でも、これをつくるのが臨時行政調査会の答申の十六項目全般にわたる推進には、やはりたいへん役に立つものであるというふうな考えを以て、行政管理委員会はこれを設置をしたい。設置をしますとすると、内閣府、総務庁の実現をしていない段階では行政管理庁に置くことが最も適当であるというふうな考えを以て、今回の法案となつたわけでございます。御指摘のように、臨調答申そのものずばりではございませんが、その趣旨は十分にこれを生かしてつうかつたというつもりでございます。

○伊藤道君 御説明ではございますけれども、私どもとしても行政監察委員会を設置することが、行政改革の面に役立つということに反対しておるわけではない、いささかも行政管理委員会の設置には反対してないわけですね。ただ行管が臨時行政調査会の行政改革に関する意見に対して、あくまでもこれを尊重するという態度をどこまでも貫くというのであるならば、まずその勧告どおりに総務府本府と行管を統合して、総務庁をつくって、その総務庁に行政監察委員会を設置する、こういう趣旨で、またこういう意味で臨調は改革意見を

出しておるわけですね。したがって、木筋からい
えば当然そうなければならぬわけですね。ものには
順序があるわけですから。したがって、行政監理
委員会の設置にはいささかも反対してないわけ
です。ただ、だからといって臨時行政調査会、行
管に行政監理委員会をつくりなさいといふ一言も
言っていないわけですから、順序としては、当然に
総務庁に置かなければならない、こういうたてま
えは当然出でくると思うんですね。しかし、行政
管理委員会が行政改革の面に非常にプラスにな
る、こういう考え方には変わりはないわけですね。
そのところはどうかおかしいではないか。長
官の御説明によると、行政監理委員会というのは
行政改革に対して役立つものだから、本旨はそこ
にあるんだからどこへ置いてもいいんじゃない
か、総務庁以外に置くとすれば行管だと、それは
総務庁というものは、だから置くとすれば行管
に置く、こういうこともわかるわけですね。ほかに
はないわけですから。しかしながら、あくまで臨
調の意見をそのまま尊重するという態度をくずさ
ないなら、少しでもこれをくずせばそういう意見
も成り立つわけですけれども、そのまま尊重する
というたてまえに立てば、繰り返して申し上げるよ
うに、総務庁と行管を統合してまず総務庁を
置くべきではないか、これを木筋からお伺いし
ておるわけなんです。この点についてひとつ御解
明をいただきたい。

○国務大臣(増原憲吉君) 御指摘の点はそれはも
うそのとおりでございます。そのとおりでござい
ます。が、さっきも申し上げましたが、ただ総理
府の行管を統合して、総務庁を置くということ
は、臨調の趣旨、大きいねらいというものは、十
分に生きてこないわけでございます。やはり内閣
府をつくり、総務庁を置くという形まで、やはり
その場合には私は問題を割り切っていくべきもの
であらう、これもしかし臨調の答申として、十分
に尊重し、その線に沿って検討をいまいたして
おるわけですが、なかなかこれは率直に申し上げ

に実現をしてこの国会に法案を提出するという段
取りには至らなかつたわけでございます。そこで
まあいわば改善の策にすぎませんが、改善の策と
してものを考えますと、やはりこの行政監理委
員会というものは、行政機構の改革なり運営の改
善を推進する、民間の意見を導入して推進するも
のとしては、やはり早急に導入することが適當であ
らうと、これはその趣旨は御賛成願っておるよ
うでございます。つくることとしますと、この内閣
府及び総務庁ができるまで待つということをしな
いでつくるということがよろしいとわれわれは判
断をしたわけでありまして。そういう判断に立ちま
すと、現在の状態のもとでは行政監理庁に置く
ことがよろしい、しかし、その趣旨を十分生かし
ますためには、いま、御承知のとおり、この委
員は両議院の承認を得るといふ重い措置をとる
し、この監理委員会は所管する事項に關しまし
て、必要があれば直接内閣総理大臣に行管長官を
通して意見を述べることができるといふ形をとり
まして、十分その趣旨、権限が生きてくるような
配慮はそうした点では十分に考えておる、御指摘
のように、内閣府をつくり、総務庁をつくってや
るべきものであることはそのとおりでございま
す。なかなかそれが急にはいかなないという場合の
改善策としては、やはりこの形で行管に置くこと
がよろしい、こういう結論に達した、まあそん
な趣旨であるわけでございます。

○伊藤道雄君 臨調のねらいとするところは、現
在でも総務府の総合調整機能、それと行管は
当面の大事な仕事としておる組織管理及び行政監
察、この機能を一そう強化しよう、そうしてその
結果を内閣の政策決定とかあるいは予算編成、こ
ういう大事な面に反映させよう、そういうねらい
から総務府と行管をこの際統合して新たに総
務庁を設けるべきだ、したがって、臨調としても
非常に重視しておるわけですね、いやしくも一國
の内閣の政策を決定したり、あるいは予算編成に
までこれを反映させようという、それにはいま総
務府の持つておる機能と行管の持つておる機

能を合わして、さらにこれを強力なものにして、
そうして政策決定とか、一國の予算編成に反映さ
せようという臨調のねらいはそこにあるわけ
です。その総務庁に行政監理委員会を設けて初め
その目的を達し得る、こういうところに臨調のね
らいがあると思うんですね。いま改善の策とし
て、行管にこれを設けるといふことの御説明が
あつたわけですが、それは改善の策といふ
ものはどういふものかとお尋ねした際、そういう
お答えがあれば理解できるわけですが、そういう
調のねらいとするところはもつと大きいのです
ね。一國の政策あるいは予算編成にまで反映させ
ようという、そういう強力なものを臨調はねら
つておるわけですね。そういう強力な総務庁に行政監
理委員会を設けてはじめて機能を十分達し得る
と、こういう要旨であらうと思うのですけれど
も、この点は私の考えが間違つておれば別ですけ
れども、臨調のこの改革意見を見ますと、そうい
うふうにとらえられられるわけですが、この
点はいかがですか。

○国務大臣(増原憲吉君) 趣旨は私もそのとおり
と了解をします。内閣総理大臣の統制機能を強化
するというために内閣府を置く、その中には総務
庁だけではございませんで、内閣官房を現在のもの
とはまた異なつた意味で調整能力を強化しよう
というのが同時に重要な項目になっております。
内閣官房、総務庁、そういうものが相並んで内閣
の中に大きい総合調整能力を持つ、その総務庁の
中に行管は包含されるという趣旨でありまし
て、全体でねらつておるところはお説のとおりで
あります。これは内閣府をつくって内閣官房の
改善を行ない、あるいは総務庁をつくるというこ
とは今度の国会までには間に合いかねたわけであ
ります。間に合いかねるといふ見通しがついたた
ころで、それではしかしそういうものができてか
ら監理委員会をつくるほうがいかどうかという
ことを検討した結果、そういう内閣府の新機構がよ
ろしい、これは臨調のねらつておるところである、

むしろ、待つよりは、という結論に達してそれを
改善と申したわけでありまして。そういうことで
こういう形の法案をつくり、これを行政監理庁に置
くと、こういうことにはいたしたわけでありまして。
○伊藤道雄君 この行政監理委員会法は、ごく最近
国会に提出されたわけですね。これは行管として
もつと強力にこの行管に行政監理委員会を付置す
るといふ不動の姿勢でこの問題に取り組んでくれ
れば、行管にとつてきつめて大事な法案です。か
ら、これは当然会期の初めに提案してしかるべき
なのに、いまごろ、と云つてはおかしいですが、
もうだいぶん進んできて、残りわずかになつたこ
の時点でこういう大事な法案を出されるというこ
とは、はなはだ了解に苦しむわけですね。これは那
辺にその事情があつたか、これもお伺いしておき
たいと思ひます。

○国務大臣(増原憲吉君) 最初、臨調の答申を受
けて総合的な検討をやりました段階から、何とい
いますか、大ざっぱに、直線的に、この行政監理
委員会は早く具体化をしてこの国会に提出をした
いというふうな考えがたつたわけですが、さらに具体的
に各項目を検討する、これは行政改革本部でその
措置をとつたわけでございます。具体的に検討を
進めていき、各省それぞれの分野で検討を進めて
もらう段階になりました、具体的に行政改革本部
で全体の問題を取り上げて、さらにこれを具体化
する進行作業をやつたわけですが、行政改革本部
で取り上げる段階で御承知のように、新しい委員
会であり、きつめて内容において重要な委員会
でありますので、なかなか論議がなされて、そ
の段階で相当の日数を費やし、さらにわれわれの
現在の立場において自由民主党の、意見というも
のも、これを聴取するという経過をとりまします
ので、その段階でも審議に重要なものであります
ので、若干の日数を要して、今日に及んだ。たい
へんおくれたことは申しわけないし、残念
に思つておりますが、なお相当の余日もあること
でございます。十分御審議をいただきまして御
賛成をいただきたい、かように考えるわけでご

ざいます。

○伊藤頭道君 この行政監理委員会を管轄に設置する問題と離れて考えてみても、今度の臨時行政調査会の改革意見に対する各省庁の意見です。こういうものをおよそまとめてみると、こういうことが言えるわけですね。たとえば行管については、いま関係のある面という、総務府と行管を統合するという事になると、行管という名称はなくなってしまうわけですね。総務府となる。発展的に解消するわけですね。しかし、これは廃止とか縮小ということではなく発展的に解消からこれは大所高所から見れば進んで強力に推進するべき筋合いのものであろうかと思つて、それから、それからどうも総務府をいまして、つくることにはどうも気が向かない。各省庁の意見を見ても、たとえば機構を拡大するという事にはみな賛成しておるのです。例外なく、それから機構を縮小するという方向の面を見ると、各省庁あげて反対だ、こういうことは総括的に言えると思つて、これはどの省とどの庁という事とでなく、総括的にそういう把握はできるわけなんです。そこをひとつ行管が押し切つていただかないと、各省庁がみんな自分の省庁に割拠して、少しでも大きくなるところには賛成で、少しでも縮小ということにはもうあくまで反対しておるわけだ。こういうことではなかなか行政改革は、口には言うべくしてなかなか実現できないのじゃないかと思つて、やはり自分の省が少し縮小されることであつても、いわゆる日本全体から前向きな姿勢で拡大できるという面については、たとえ自分の省が少し縮小、廃止される問題でも大らかな気持ちで島根根性を捨てて賛成すべきだ。にもかかわらず、ほとんど例外なく拡大については賛成、機構の縮小については反対、こういうことが各省庁の意見を調べた結果総括的に言えることなんです。こういうことでは私は行政改革などという大きな仕事はとうてい実現できない。しかも臨時行政調査会が、かつてないあれだけの大規模な、そして長い日数を要して、しかも当内閣委

員会で公期までもさらに延長して慎重審議をやつてきた。さてその改革意見が出された、前の池田内閣も、これを引き継いだ佐藤内閣も、あくまでこれを尊重するという態度を持ち続けて現在に至つたわけですね。にもかかわらずこの臨時行政調査会に閣内閣の改革意見に対しての各省庁の意見は繰り返して申し上げているように、どうも口には尊重々々というけれども、今言つたように、自分の省に利益のあるものだけは賛成、不利益と思われ部分については反対、もしくは反対の意を含めた要検討と、そういう表現で意見を出しておるわけですね。こういうことではなかなかもって行政改革はできないのではないかと、こういうことを憂慮するあまりお伺ひしておるわけなんです。この行政監理委員会が行政改革の面に役立つ、こういうことよくわかるわけですね。だから反対じゃないのです、賛成しておる、しかし、これほどの臨時行政調査会の改革意見すらなかなか実現できないのに、行管に付置される行政監理委員会が行行政改革について効果をあげ得るだろうかという憂いを持たざるを得ないわけですね。こういう基本的な問題が当然各省庁の意見を通して総括的に言えることばだと思つて、この点についてひとつ説明していただきたいと思います。

○国務大臣(増原憲吉君) お述べになりましたことは、まことに重大な核心をついた問題でございます。行政機構の改革なり運営の改革は、申すまでもなく、わが日本の国だけでなくて、世界じゅうで、また歴史的に前後を通してみましても、なかなかうまくいかない、皮肉な人は、官僚のいろいろな法則などをこれから演繹して導き出したたりして皮肉つておりますが、やはり機構の縮小、縮限の縮小というものは、官僚機構は洋の東西を問わず、歴史の古今を問わず、これにいろいろな形で反抗をしていくことをまずやっておるわけでございます。したがって、行政機構改革、運営改革はなかなかむずかしい、わが国でもそういう経過を戦後も深刻にたどつた結果臨時行政調査会ができた、二年有半にわたり綿密な検

討の結果、総論十六項目にわたる答申を出して、らつたということになるわけですが、これを具体化するという段になりますと、まことに御指摘のとおりで、機構が縮小し権限が縮小するような問題については、なかなか賛成をしない、これはしかし、官僚がしないだけではありませんで、関係ある国会の諸先生も、まだ非公式ではございますが、そうした官僚の態度に同調をされる方が少なくないという状態でございます。したがって、これは政府としてもよりしつかりしたイニシアチブをとって断固改革をやるという姿勢をとることが一番でございます。これは答申を受けました池田内閣においても、現在の佐藤内閣においても、その趣旨をはっきり鮮明をいたしておるわけでございます。そしてその具体化を、行政改革本部を通してやろうということでございます。しかし、いつもこのことである、行政改革本部等についても、これになかなか端的に賛成をいたしかねるという空気は、やはり牢固としてあるわけでありまして、これを政府として、あるいは当面の行政管理局として、しつかりくずしていかなければならぬということであるわけでございますが、そうした政府自体の決意と努力に、やはりこれを支援、推進してやらうものがあることがまことに望ましいのであります。

この行政監理委員会は、そういう意味でこれを設置しようとし、したがって、適格なる方々を両議院の承認を得て任命をし、力強く、そうした障害のある厳然たる事実を承知の上で、行政機構の改革なり運営の改善の推進の役目をひとつ果たしてやらう。これにおんぶをしてわれわれが案をしようという趣旨では毛頭ございません。われわれは政府として、行政管理局として、十分の決意と努力を持ってやるのでございますが、これにさらに推進の役をするものとして行政監理委員会を設けた。これはまあ見ようによつては臨時行政調査会の延長とも言える機能もあるわけであり

【委員長退席、理事下村定君着席】

臨時答申というものを實現する意味での推進役を強力にやつてやらう。もとより主体性は、政府、行政管理局等にあります。これは一生懸命やることは当然であるが、その推進の役をここにひとつ期待をしよう、こういうわけでございます。

○伊藤頭道君 いろいろ御説明があつたわけですが、これも、これは見方によると、臨時行政調査会というのは、ああいう大規模で各面にわたつて広範な機構についての意見を出しておる、これはいい悪いは別としてなかなかすぐには実現できない面もあると、そういうことで、それはある意味においては臨時行政調査会、あまりにも大きな、大規模なものであつたから、行管の中にひとつそれを縮小したような、できる面からひとつ行政改革をやつていこうということで、それで行政監理委員会を設置して、あまり大きな、たとえば行管と総務府本府のそれと統合する、そういうことはちよつと手がつかぬから、できる問題からやろうと、そういうねらいもあつて、まず臨時行政調査会を、先ほどの延長の面もあるとおつしたの、そういう意味も、ある意味からすると解釈することができると思いますが、そういう意味はないのですか。

○国務大臣(増原憲吉君) そういう意味はありません。全体的な、基本的な問題はやりにくいから、まあ比較的軽微な問題をやるために、その推進役の行政監理委員会を設けようという趣旨はございません。しかし、もとより臨調と同じものではございませんから、包括的に、さらにまた行政機構改革なり運営改善を包括的にここで審議してやらうということではないのですが、しかし、基本的なものをはずす意味はありませんから、たとえば内閣府をいよいよ実現して、その中に現在の官房をさらに何と申しまするか、機構改善をし、総務府を置くという問題についても、われわれが政府あるいは行政改革本部という立場で検討する際に、やはりその推進という基本的な問題についても推進の役をやり、ここに期待をしたい。もとよりそういう大きいものであれば、ここに必ず

たてまえとしてかけるわけでありませうから、その推進役を期待したい。なるべく簡単な手つとり早いものをやる、その推進役をこの行政監理委員会に期待をしようという趣旨ではございませぬ。

○伊藤頭道君 時間の関係もございませぬから、最後に一点だけお伺いして、本日のところは私の質問は終わっておきたいと思いますが、最後にお伺いしたいのは、私は前向きな姿勢で質問を申し上げておるのであって、行管に行政監理委員会を付置すると、そういうことが大きな障害になるなどとは考えていない。ただ管理権はないわけですからね。臨調すらかなか尊重されたい。試みに統計数字をあげてみたのですが、臨時行政調査会の改革意見に対する各省庁の意見は、賛成、反対、要検討と、この三段階になっていますね。その要検討、よく内容を詳細に当たってみると、反対の意味で要検討というのが非常に多いのですね。だからある意味からいうと、要検討というのは賛成に入れたがたいわけです。むしろ賛否どちらに入れるかという、反対のほうに入る向きが多いわけです。

〔理事下村定君退席、委員長着席〕

そこで、先ほど来申し上げてきた臨調の改革意見に対する各省庁の意見、これは前の池田総理も、これを引き継いだ佐藤総理も、あくまでも尊重する、そういう基本的な態度でもってきています。それが、先ほど御指摘申し上げたように、さて各省庁の具体的な問題になると、大部分が反対もしくは要検討だ。たとえばある省の、あえて省の名前を申し上げませんが、私は一つ二つの例を言うと、一つの省は三十四件の意見を受けておいて、そのうち四つが賛成です。十が反対、あとの二十が要検討。この要検討の二十をさらに吟味してみると、ほとんど反対しておるのです。そのうたったことには趣旨はいいけれども、これはこういう意味で反対せざるを得ない。したがって、賛否どちらかに入れるかという、反対のほうに近いわけです。ということになると、三十四省の中で四つだけが賛成で、三十は反対とまで

言えるわけですよ。各省庁それぞれ改革意見の量は違いますが、ほとんどその割合で反対もしくは反対の意味を含めた要検討が圧倒的に多いということにははつきり言えると思う。ということになると、どうも納得がいきかねるわけですね。これが逆ならば、ある程度の反対ということとは当然あり得ると思うのです。それからさらに検討を要するという問題も出てくる。賛成が三十四のうちわずかに四つしかないわけですよ、一つの例ですけれども。こういう事態が各省庁にも当てはまるわけですよ。そこで、どうもこの行管に行政監理委員会をつくっても、どうも意味がない。管理権はないし、意見を出しても、おそらくいい意見が出ると思う、改革意見が出されても、それは無視されてしまったのでは、臨調のこの例からそういうことが言えるわけですから、そういう辺に大きな問題があるのではないかと。

そういうことで、行管に監理委員会をつくることに反対はしていませんけれども、どうも意味がないように受けとめられるわけですね。臨調の例からして、こういう点をひとつ納得できるように御説明いただかないと、どうも了解に苦しむだけで、この点を何とかひとつ理解させていただきたいと思うのですが……

○国務大臣(増原憲吉君) 臨調の答申については、たいへん伊藤委員は御検討をいたいただいて感謝のほかありませんが、各省の出てまいりました意見というものは、これはそのままではよろしいというふうにまだなっておるわけではございませぬ。各省が、改革意見に賛成というものは、そのまま改革本部で検討いたしました。臨調の答申がそのまま実行できないとすれば、どこが実行できないかという点をしっかりと詰めて、これを実行するかしないかをきめるわけでございます。反対と申しておるものでも、これをそのまま取り上げる意思は持っておらないわけでございます。各省の省として見ておる見地からの反対を、政府全体と

して、一応は改革本部というところで取り上げて検討をして、その反対意見がもつともであれば、これを取り上げるという形でございませぬ。そういうことで臨調の答申が、いまままで多く無視され、じゅうりんされておるということには、まだ決してなっておらないわけでございます。しかし、傾向は御指摘のとおりでございます。まことにこれは行政管理局長官の私から見ても、非常に残念な後候を示していることは、これは間違いないと思いません。しかし、これはまあある意味では行政機構の改革なり運営改善の当然当面すべき障害であるともいえるわけでございます。これは政府、特にその中で機構改善、改革を受け持つ部分が政府全体の支援のもとに、さらに国会の強い支援を受けて突破をしていかなきゃいかぬというふうな考えのわけでございます。さらにこれはまあ臨調でもその点は非常に意識的に積極的に心がけられたの民の声としての支援を必要とするということ、その手続も金とひまを相当つき込んで終結をされたわけですよ。そういうことも私どもはやはり十分心がけて、将来そうしたなかなかにむずかしく強い障害を打ち破っていくために努力をしなければならぬ、その一つのやはり推進役としてはこうした行政監理委員会をつくり、これに期待をいたしたい。むずかしいことはまことに御指摘のとおり、いまの傾向も御指摘のとおりでございます。それが、それをしかし打破していく努力をぜひやりたい、そのためのひとつ有力なるやはり推進の機関として行政監理委員会というものを期待をいたしたい、こういうふうに考えるわけでございます。

○委員長(柴田栄君) ほかに御質疑はございませぬか。――ほかに御発言もなければ、本案の質疑は本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後二時五十二分散会

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月一日)

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)
附則
公布の日
昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第八十三条の表の改正規定は、昭和四十年四月一日から適用する。

- 四月十六日本委員会に左の案件を付託された。
- 一、旧軍人等に対する恩給に関する請願(第一六三〇号)(第一六三九号)(第一六四〇号)(第一六四一号)(第一六四二号)(第一六四三号)(第一六四四号)(第一六四五号)(第一六五六号)(第一六五七号)(第一六五八号)(第一六五九号)(第一六六〇号)(第一六六一号)(第一六六二号)(第一六六三号)(第一六六四号)(第一六六五号)(第一六六六号)(第一六六七号)(第一六六八号)(第一六六九号)(第一六七〇号)(第一七〇二号)(第一七〇三号)(第一七〇四号)(第一七〇五号)(第一七〇六号)(第一七〇七号)(第一七〇八号)(第一七〇九号)(第一七一〇号)(第一七一〇二号)(第一七一〇三号)(第一七一〇四号)
 - 一、国家公務員に対する寒冷地手当改定に関する請願(第一六三一号)(第一六四六号)(第一七〇三号)
 - 一、法務局職員の一万人増員に関する請願(第一六三二号)(第一六七六号)(第一七〇六号)
 - 一、国立大学教官の待遇改善に関する請願(第一六四七号)(第一六六五号)(第一六六六号)(第一六六七号)(第一六六八号)(第一六六九号)(第一六八〇号)(第一六八五号)(第一六八六号)(第一六八七号)(第一六八八号)(第一六八九号)(第一六九〇号)(第一六九四号)(第一六九五号)(第一七〇一七号)
 - 一、元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(第一六八九号)

第一六三〇号 昭和四十年四月二日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 長野県岡谷市中央町二丁目 林善

人外百二十一名
紹介議員 木内四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六三九号 昭和四十年四月二日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 茨城県西茨城郡岩間町大字市野谷
四一七 美留町昇外六百三十五名
紹介議員 那 祐一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六四〇号 昭和四十年四月二日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)
請願者 新潟県北蒲原郡豊栄町大字内島見
川崎吉次外三千三百二十三名
紹介議員 小柳牧衛君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六四一号 昭和四十年四月三日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 長野県岡谷市湊区三、一五三長野
県軍連盟支隊支部内 花岡一夫外
二百三十四名
紹介議員 木内四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六四二号 昭和四十年四月三日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 茨城県筑波郡大穂町大字大曾根九
七九ノ一 石井元治外千二百八十
二名
紹介議員 那 祐一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六四三号 昭和四十年四月三日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(九通)
請願者 三重県一志郡美杉村八知六、六〇
四 藤田太郎外一万三千三百三十
五名

紹介議員 井野碩哉君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六四四号 昭和四十年四月三日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(八通)
請願者 佐賀県鳥栖市村田町二三七
中村
佐市外一万四千七百九十六名
紹介議員 綱島直紹君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六四五号 昭和四十年四月三日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町大字牛隈二七
一 中島実外六百六十三名
紹介議員 劍木亨弘君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六五六号 昭和四十年四月五日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 長野県小諸市丙一五 山下三代蔵
外千三百一十一名
紹介議員 木内四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六五八号 昭和四十年四月五日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 東京都新宿区市ヶ谷仲ノ町五七
山田鉄二郎外二百九十四名
紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六五九号 昭和四十年四月五日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 福岡県豊前市千束町一〇八 福島
美彦外二千六百八十五名
紹介議員 劍木亨弘君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第一六六九号 昭和四十年四月六日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 新潟県燕市大字八王子三、一四〇
川崎忠二外百五十九名
紹介議員 佐藤芳男君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六七〇号 昭和四十年四月六日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 福岡県三井郡大刀洗町大字山隈
宮田薫外千六百五十四名
紹介議員 劍木亨弘君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六七一号 昭和四十年四月六日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 茨城県稲敷郡東村大字釜井八四七
茨城県軍連盟支隊支部内 宮本
渉外六百三十七名
紹介議員 那 祐一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六七二号 昭和四十年四月六日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(二通)
請願者 京都府宇治市小倉町久保六六池
本初太郎外二百二十五名
紹介議員 植木光教君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六七三号 昭和四十年四月六日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(九通)
請願者 愛知県海部郡美和町大字金岩一三
五愛知県軍連合会美和支部内
鈴木葆保外九千八百八十五名
紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六八二号 昭和四十年四月六日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 三重県員弁郡北勢町字瀬木一八五

羽場梅次郎外千二百五十名
紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六八三号 昭和四十年四月六日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 栃木県那須郡那須野町大字三島
一四 小出正夫外二千七百六十
四名
紹介議員 植竹春彦君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六八四号 昭和四十年四月六日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(五通)
請願者 佐賀県小城郡小城町北小路二六一
西川正行外一万三千二百二十六名
紹介議員 杉原荒太君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六九一号 昭和四十年四月七日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 茨城県鹿嶋郡波崎町九、〇七五
名雪敏夫外千二百九十三名
紹介議員 那 祐一君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六九二号 昭和四十年四月七日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願
請願者 京都市左京区松ヶ崎杉ヶ海道町四
武田静雄外四百十四名
紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六九六号 昭和四十年四月八日受理
旧軍人等に対する恩給に関する請願(二十八通)
請願者 山口県下松市河内二、〇〇三 伊
藤晃外一万八百九十六名
紹介議員 二木謙吾君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六九九号 昭和四十年四月八日受理
旧軍人等に対する恩給に關する請願

請願者 神奈川縣高座郡座間町座間二、一
九二 沢田隆幸外百七十八名

紹介議員 源田 実君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七〇〇号 昭和四十年四月八日受理
旧軍人等に対する恩給に關する請願

請願者 福岡市清川三ノ一五街ノ九号 北
島篤外千七百七十五名

紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七〇一号 昭和四十年四月八日受理
旧軍人等に対する恩給に關する請願(三通)

請願者 埼玉県児玉郡児玉町上町 鈴木精
一外三千六百二十二名

紹介議員 上原正吉君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七〇二号 昭和四十年四月八日受理
旧軍人等に対する恩給に關する請願(八通)

請願者 京都府宇治市開町三八ノ二 柿木
貫一外三千八百十一名

紹介議員 植木光教君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七一三号 昭和四十年四月八日受理
旧軍人等に対する恩給に關する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺北町ノ二三
ノ一〇 高橋貞十郎外百七十一名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七一四号 昭和四十年四月八日受理
旧軍人等に対する恩給に關する請願

請願者 鳥取県倉吉市余戸町二、九八二
米原喜与外千六百九十二名

紹介議員 仲原善一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六三二号 昭和四十年四月二日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に關する請願
(九通)

請願者 鳥根県浜田市松原町三〇一 大川
忠美外四十三名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。

第一六四六号 昭和四十年四月三日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に關する請願

請願者 鳥根県浜田市黒川九八〇 佐々木
俊幸外四名

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。

第一七〇三号 昭和四十年四月八日受理
国家公務員に対する寒冷地手当改定に關する請願

請願者 鳥根県浜田市長浜町二、二二八
桃木俊昭外四名

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第一五三八号と同じである。

第一六三二号 昭和四十年四月二日受理
法務局職員の一万名増員に關する請願

請願者 千葉縣安房郡長狭町小町二二九
佐藤昭外九十九名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一六七六号 昭和四十年四月六日受理
法務局職員の一万名増員に關する請願(二通)

請願者 奈良縣桜井市阿部文珠ケ丘六八一
福井富朗外百四十四名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一七〇六号 昭和四十年四月八日受理
法務局職員の一万名増員に關する請願(二通)

請願者 鳥根県大原郡加茂町大字立原 村
松真外百十八名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一六一二号と同じである。

第一六四七号 昭和四十年四月三日受理
国立大学教官の待遇改善に關する請願

請願者 佐賀市赤松町中館七九 長瀬正二
三外百三十四名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一六六五号 昭和四十年四月六日受理
国立大学教官の待遇改善に關する請願(三通)

請願者 福岡市田島六二〇公務員宿舎二ノ
二一 西田正外三十九名

紹介議員 野知浩之君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一六六六号 昭和四十年四月六日受理
国立大学教官の待遇改善に關する請願(三通)

請願者 福岡市香椎新浜町二区一組 中森
一誠外四十五名

紹介議員 鈴木一司君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一六六七号 昭和四十年四月六日受理
国立大学教官の待遇改善に關する請願

請願者 福岡市友泉山手町三組 野村孝文
外二十名

紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一六六八号 昭和四十年四月六日受理
国立大学教官の待遇改善に關する請願

請願者 福岡市下高宮七三 森延光外三十
名

紹介議員 米田正文君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一六七九号 昭和四十年四月六日受理
国立大学教官の待遇改善に關する請願

請願者 愛知県刈谷市高須町乾五二 加藤
初坂外六十三名

紹介議員 柴田 榮君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一六八〇号 昭和四十年四月六日受理
国立大学教官の待遇改善に關する請願

請願者 佐賀県多久市北多久町助原 井手
一馬外百三十四名

紹介議員 杉原寛太郎君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一六八五号 昭和四十年四月七日受理
国立大学教官の待遇改善に關する請願

請願者 福岡市千早一ノ四九 松田公扶外
十二名

紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一六八六号 昭和四十年四月七日受理
国立大学教官の待遇改善に關する請願

請願者 名古屋市中千種区御前町二ノ四七
有山兼孝外八十九名

紹介議員 草葉隆圓君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一六九三号 昭和四十年四月七日受理
国立大学教官の待遇改善に關する請願

請願者 北海道函館市柳町五 吉村克二外
六十三名

紹介議員 井川伊平君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一六九四号 昭和四十年四月七日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加雲雀町三七

林金雄外百二十名

紹介議員 古池信三君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一六九五号 昭和四十年四月八日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡筑紫野町石崎三九

井口定男外三十四名

紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一七一〇号 昭和四十年四月八日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 長野県松本市北源地一、三二九

池田雄一郎外十八名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第九四八号と同じである。

第一六八九号 昭和四十年四月七日受理

元南満州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(二通)

請願者 福岡市曙町二ノ三六公所アパート

七三三号 小川良助外一名

紹介議員 伊藤顕道君

この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

<p>第八号中正誤</p> <p>ハ 終りかです、から ニ 二一五 でき ニ 二一五 でき ニ 二一五 でき ニ 二一五 でき</p> <p>ハ 終りかです、から ニ 二一五 でき ニ 二一五 でき ニ 二一五 でき</p>	<p>五 一 終りか 何から 五 一 終りか 何から</p>
<p>第九号中正誤</p> <p>ハ 終りか どうい ニ 二 府政 ニ 二 府政 ニ 二 府政</p> <p>ハ 終りか どうい ニ 二 府政 ニ 二 府政 ニ 二 府政</p>	<p>第十一号中正誤</p> <p>ハ 終りか 伊藤達夫君 ハ 終りか 伊藤達夫君 ハ 終りか 伊藤達夫君</p>
<p>第十号中正誤</p> <p>ハ 終りか 先駆車 ニ 四 先駆車 ニ 四 先駆車</p> <p>ハ 終りか 先駆車 ニ 四 先駆車 ニ 四 先駆車</p>	<p>第十二号中正誤</p> <p>ハ 終りか 出先 ハ 終りか 出先 ハ 終りか 出先</p>
<p>第十一号中正誤</p> <p>ハ 終りか 通牒 ニ 二 通牒 ニ 二 通牒</p> <p>ハ 終りか 通牒 ニ 二 通牒 ニ 二 通牒</p>	<p>第十三号中正誤</p> <p>ハ 終りか やわらない ハ 終りか やわらない ハ 終りか やわらない</p>
<p>第十二号中正誤</p> <p>ハ 終りか 恩給 ニ 二 恩給 ニ 二 恩給</p> <p>ハ 終りか 恩給 ニ 二 恩給 ニ 二 恩給</p>	<p>第十四号中正誤</p> <p>ハ 終りか 地方 ニ 二 地方 ニ 二 地方</p>
<p>第十三号中正誤</p> <p>ハ 終りか 政府 ニ 二 政府 ニ 二 政府</p> <p>ハ 終りか 政府 ニ 二 政府 ニ 二 政府</p>	<p>第十五号中正誤</p> <p>ハ 終りか 研究 ニ 二 研究 ニ 二 研究</p>

昭和四十年四月二十七日印刷

昭和四十年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局